

平成 30 年度入札・契約制度の改正等について

平成 30 年 4 月 1 日以降に本市が発注する建設工事等に係る入札・契約制度について、次のとおり改正し、実施します。

1 制限付一般競争入札の対象範囲の拡大等について

(1) 制限付一般競争入札の対象範囲の拡大

本市では、建設工事の請負契約において、設計金額が 2,000 万円以上のうち、郡山市契約審査会の審議を経て市長が指定した案件を制限付一般競争入札に付しておりますが、平成 30 年度から対象となる範囲を以下のとおり拡大します。

	現行（～H30.3.31）	変更後（H30.4.1～）
建設工事	設計金額 2,000 万円以上	<u>設計金額 1,500 万円以上</u>

※ 工事に伴う委託に係る制限付一般競争入札の拡大についても、同様に実施します。

(2) 制限付一般競争入札案件における設計図書閲覧対象業者、設計図書の閲覧方法及び入札参加申請締切時刻等の変更

制限付一般競争入札における設計図書閲覧対象業者等について、以下のとおり変更します。

	現行（～H30.3.31）	変更後（H30.4.1～）
設計図書閲覧対象業者	公告条件を満たす電子入札システム利用者登録業者	電子入札システム利用者登録業者
設計図書閲覧方法	申込期間内に、閲覧申込書を電子メールにより契約課へ提出し、契約課で確認後、パスワードを送信 情報公開システムで閲覧	希望者が申込期間内に、電子入札システムの調達案件概要画面でパスワードを確認 情報公開システムで閲覧
設計図書等質問受付及び入札参加申請受付最終日の締切時刻	午後 5 時 15 分まで	午後 4 時まで

※ 変更後の設計図書閲覧方法については、参考資料を 4 月上旬に市ウェブサイトへ掲載します。

2 総合評価方式の再開について

本市では、平成 23 年度以降、東日本大震災の影響により、復旧・復興工事の早期の完成を最優先に考え、総合評価方式の入札の実施を見合わせていたところではありますが、建設工事の品質確保を図るとともに、建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、優良な建設業者の育成を図るため、平成 30 年度から総合評価方式の入札を再開いたします。

なお、対象とする案件は、設計金額が 1,500 万円以上 15,000 万円未満のうち、郡山市契約審査会の審議を経て、市長が指定した案件とします。

※ 再開に当たって、評価項目及び配点の見直しを行う予定であり、詳細については、今後改正の「郡山市建設工事総合評価方式試行要綱」を 4 月上旬に市ウェブサイトへ掲載します。

3 低入札調査価格制度の導入について

総合評価方式の入札を再開するに当たり、調査基準価格と失格基準価格を併用する「低入札調査価格制度」を導入し、適切なダンピング対策を講じます。

※ 詳細については、「郡山市建設工事低入札価格調査取扱要綱」を 4 月上旬に市ウェブサイトへ掲載します。

4 随意契約（見積り）案件における電子入札システムの適用等について

（1）随意契約（見積り）案件における電子入札システムの適用

本市では、現在、工事及び工事に伴う委託等における全ての入札案件で電子入札システムを適用していますが、入札・契約事務の効率化、事業者の更なる利便性の向上等を図るため、平成 30 年度からは入札案件に加え、随意契約（見積り）案件についても電子入札システムを適用します。

※ 電子入札システムに利用者登録していない事業者は、市ウェブサイトに掲載している登録手順に基づき、手続きしてください。

詳しくは、郡山市公式ウェブサイト>産業・ビジネス・観光>入札・契約>電子入札>システムを初めて利用する方へ をご覧ください。

なお、随意契約（見積り）案件の電子入札システム適用に係るお知らせも併せて掲載しています。

（2）随意契約（見積り）案件における見積通知日等の変更

随意契約（見積り）案件の電子入札システム適用に伴い、見積通知日等を以下のとおり変更します。

	現行（～H30.3.31）	変更後（H30.4.1～）
見積通知日	毎週水曜日	毎週金曜日
見積通知方法	電話連絡	システムによる見積通知及び利用者登録アドレスへのお知らせメール ※電話での連絡はいたしません
設計図書閲覧方法	紙媒体又は CD-R 貸出	情報公開システムで閲覧

※ 指名競争入札案件に係る指名通知日等に変更はありません。

5 社会保険等未加入対策の実施

本市では、社会保険等の未加入対策として、入札参加資格審査申請の条件とするとともに、下請負人に対しては、郡山市元請・下請関係適正化指導要綱に基づき、建設労働者の雇用条件等の改善に努めてきましたが、平成 29 年 4 月に施行した郡山市公契約条例や、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保及び企業間の公平で健全な競争環境を構築する観点から、本市発注工事において、次のとおり社会保険等未加入建設業者（法的適用除外を除く）と下請契約を締結することを段階的に禁止します。

（1）一次下請契約のみ禁止

平成 30 年 4 月 1 日以降に工事請負契約を締結する全ての案件（契約金額 100 万円以上の案件）

（2）二次以下の全ての下請契約の禁止

平成 31 年 4 月 1 日以降に工事請負契約を締結する全ての案件（契約金額 100 万円以上の案件）

※ 事務手続等については、本市ウェブサイトに掲載している「建設工事に係る社会保険等未加入対策」をご覧ください。

6 請負代金内訳書の作成及び提出

本市と請負契約を締結する建設工事については、平成 29 年 4 月に施行した郡山市公契約条例に基づき、労働関係法令等の遵守により労働環境の向上に努めていただいておりますが、今般、国等における公共工事標準請負契約約款の改正等を勘案し、本市も、工事請負契約書第 3 条に規定する請負代金内訳書に、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示したうえで、契約締結後 5 日以内に当該内訳書を市に提出していただきます。

※ 請負代金内訳書の様式については、4 月上旬に市ウェブサイトへ掲載します。

7 地域建設業経営強化融資制度の創設

本市では、これまで請負代金額 300 万円以上の本市発注工事の請負者を対象に、工事請負契約に基づく工事請負代金債権を資金貸付事業者等へ譲渡することを承諾し、中小建設業者への資金供給の円滑化を図るための下請セーフティネット債務保証事業を実施しておりますが、国土交通省がこの制度を拡充した「地域建設業経営強化融資制度」の適用時期を延長したことから、本市でもこの制度を導入し、元請業者の更なる資金調達の円滑化を図ります。

拡充の内容は、以下のとおりです。

- ① 債権譲渡先に（株）建設経営サービス等の民間事業を追加
- ② 工事出来高に見合った融資に加え、未完成部分の施工資金についても、保証事業会社の金融保証により金融機関からの融資が受けやすくなります。

※ 詳細については、今後改正の「工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領」を4月上旬に市ウェブサイトへ掲載します。

8 発注区分の変更について

本市では、「本市が発注している業種」と「福島県中建設事務所が行っている経営事項審査の完成工事高に振り分けられる業種」の相違を解消するため、平成 29 年度を準備期間として、影響のある事業者に対する救済（特例）措置を行っておりますが、平成 30 年度からは予定どおり、発注する業種区分を変更いたします。（別紙「平成 30 年度以降の発注区分表」のとおり）

なお、これに伴い、現在、変更後の業種に登録のない方の救済を目的として、入札参加資格審査申請の特例（第三特例）登録を平成 30 年 9 月 14 日まで受け付けておりますので、条件を確認の上、速やかに申請手続きを行ってください。また、本特例の対象とならない方につきましても、更なる特例措置を検討中ですので、契約課にご相談ください。

※ 第三特例については、本市ウェブサイトに掲載している「平成 30 年度建設工事入札参加資格審査申請の特例（第三特例）について」をご覧ください。

※ なお、上記入札・契約制度の改正等は、上下水道局も同様に行います。
（4.（2）の見積通知日は異なります）

【問い合わせ先】

財務部契約課 工事契約係
TEL:024-924-2601

郡山市の「土木」及び「建築」関係工事の主な発注業種区分
【平成30年度以降の発注区分表】

○この区分表は郡山市の発注区分を例示したもののため、経営事項審査の完成工事高の分類と異なる場合もあります。
(経営事項審査は今までどおり案件ごとに判断されることになります。)

【発注例】

	主な工事名	現状の業種区分	変更後の業種区分	備考
道路関係	道路改良工事	土木一式	土木一式	
	道路改良工事（小規模なもの）	土木一式	とび・土工・コンクリート	
	みなし道路改良工事（複雑でないもの）	土木一式	とび・土工・コンクリート	
	橋梁整備工事	土木一式	土木一式	
	駐車場整備工事（小規模なもの）	土木一式	とび・土工・コンクリート	
	敷地造成工事（小規模なもの）	土木一式	とび・土工・コンクリート	
	防火水槽補修工事	とび・土工・コンクリート	とび・土工・コンクリート	
	側溝（本体設置）工事	土木一式	とび・土工・コンクリート	
	側溝（蓋設置）工事	とび・土工・コンクリート	とび・土工・コンクリート	
	道路維持（側溝補修）工事	土木一式	とび・土工・コンクリート	
	道路維持（側溝蓋補修）工事	とび・土工・コンクリート	とび・土工・コンクリート	
	道路維持（舗装補修）工事	ほ装	ほ装	
	道路維持（法面補修）工事	土木一式	とび・土工・コンクリート	
	道路維持（水路・暗渠・路肩等補修）工事	土木一式	とび・土工・コンクリート	
	道路維持（道路付属物補修）工事	土木一式	とび・土工・コンクリート	
	橋梁修繕工事	土木一式	とび・土工・コンクリート	
	交通安全施設等設置工事	とび・土工・コンクリート	とび・土工・コンクリート	
	道路区画線補修工事	塗装	塗装	
河川関係	河川改修工事	土木一式	土木一式	
	河川改修工事（小規模なもの）	土木一式	とび・土工・コンクリート	
	河川維持工事	土木一式	とび・土工・コンクリート	
建築関係	〇〇新築（建設・改築）主体工事	建築一式	建築一式	
	〇〇耐震補強工事	建築一式	建築一式	
	〇〇大規模改造工事	建築一式	建築一式	
	〇〇内部改修工事（トイレ含む）	建築一式	内装または大工、塗装など	
	〇〇周辺整備工事（外構工事が主であるもの）	建築一式	とび・土工・コンクリート	
	消防詰所ホース乾燥塔設置工事	建築一式	とび・土工・コンクリート	
	〇〇屋上フェンス設置工事	建築一式	とび・土工・コンクリート	
	市営住宅住戸改修工事	建築一式	内装または大工、塗装など	
公園関係	〇〇公園施設整備工事（主に新設のもの）	造園	造園	
	〇〇公園広場整地工事（砂舗装など）	造園	ほ装	
	〇〇公園遠路補修工事	造園	ほ装	
下水道関係	公共下水道築造工事	土木一式	土木一式	
	汚水樹設置工事	管	管	
	汚水樹補修工事（施設の敷地内の管工事を含む）	土木一式	管	
	汚水樹補修工事（施設の敷地内の管工事を含まない）	土木一式	とび・土工・コンクリート	
	人孔補修工事	土木一式	とび・土工・コンクリート	
	下水道管改築工事（下水道本管）	土木一式	土木一式	
	（公道下等の）下水道管更生（または補修）工事	土木一式	土木一式	
農林関係	農道整備事業 道路改良工事	土木一式	土木一式	
	農道整備事業 道路改良工事（小規模なもの）	土木一式	とび・土工・コンクリート	
	農業用施設整備事業 水路工事	土木一式	とび・土工・コンクリート	
	農道水路等維持管理事業 〇〇維持工事	土木一式	とび・土工・コンクリート	
	林道整備事業 舗装工事	土木一式	ほ装	
	林道維持管理事業 道路維持工事	土木一式	とび・土工・コンクリート	

※平成30年度からは当該表のとおり発注する予定ですが、発注する業種区分については、建設業法に基づき、案件ごとに工事の内容により判断することになりますので、当該業種区分以外で発注する場合があります。